明治記念大磯邸園邸宅保存活用計画検討委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明治記念大磯邸園邸宅保存活用計画検討委員会(以下「検討委員会」 という。)の設置について、必要な要綱を定めるものである。

(目的)

- 第2条 検討委員会は、明治記念大磯邸園内に現存する旧滄浪閣(伊藤博文邸跡・旧李王家 別邸)、旧大隈重信別邸・旧古河別邸、陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸、西園寺公望邸跡・ 旧池田成彬邸の4邸について、「明治記念大磯邸園に関する基本計画検討委員会」によ る検討を経て策定した「明治記念大磯邸園基本計画」に基づき、保存活用の観点から 整備等に関する各段階における次の事項について検討を行う。
 - (1) 歴史的評価を含めた文化的価値の評価に関すること
 - (2) 保存活用を図るための基本方針の設定に関すること
 - (3) その他必要な事項

(検討委員会の構成)

第3条 検討委員会は、次に掲げる委員および行政委員で構成する。

委員:水沼 淑子 関東学院大学名誉教授

(明治記念大磯邸園基本計画検討委員会委員)

横浜市歴史的景観保全委員会 委員

吉田 鋼市 横浜国立大学名誉教授

横浜市歴史的景観保全委員会 委員

行政委員:齋藤 貫 神奈川県 県土整備局 都市部 都市整備課長

森尻 雅樹 神奈川県 県土整備局 都市部 都市公園課長

森田 敏幾 大磯町 都市建設部長

北水 慶一 大磯町 教育委員会教育部生涯学習課(歷史·文化担当主幹)

野村 頁 関東地方整備局 建政部 公園調整官

高橋 淳 関東地方整備局 営繕部 整備課長

2 委員は、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所長が委嘱する。

(運営及び会議)

- 第4条 検討委員会は、委員の指示により事務局が招集する。
 - 2 検討委員会は、委員両名の出席をもって成立する。
 - 3 委員が必要と判断した場合、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(設置期間)

第5条 検討委員会は、設置の目的を達成した時に解散する。

(事務局)

- 第6条 検討委員会の事務局は、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所及び 営繕部に置き、その主務は国営昭和記念公園事務所が行う。
 - 2 事務局は、検討委員会の庶務を遂行する。
 - 3 事務局は、検討委員会の庶務を委託することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員が検討委員 会に諮って定めるものとする。

付則

この要綱は、令和元年8月2日から施行する。